

農業委員・農地利用最適化推進委員 を公募します！

募集期間：平成29年1月16日～平成29年2月14日（郵送の場合も2月14日必着）
申込方法：募集用紙に必要事項を記入し、宣誓書及び戸籍謄本または抄本を添付の上、直接又は、郵送で藤里町農業委員会へ提出してください。
募集用紙については、次のいずれかの方法により取得してください。

- ① 藤里町農業委員会事務局（藤里町役場第2庁舎）で直接受け取る。
- ② 郵便による請求・・・封筒の表に「農業委員募集用紙請求」又は「農地利用最適化推進委員募集用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角型2号封筒）を同封してください。
- ③ ホームページからの取得・・・平成29年1月12日以降の藤里町役場ホームページからダウンロードし、A4サイズの普通用紙に印刷してください。

業務について：農業委員と農地最適化推進委員の兼職は出来ません。
公表について：中間経過、結果について、藤里町ホームページにて公表します。

農業委員に関する事項

対象者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行なうことができる方。

- ・町内に住所を有する者を基本とします。
- ・町の付属機関等の委員（教育委員など）でない者
- ・町の職員でない者。

主たる業務内容

- ・農地法の規定による農地利用に関する許可、進達。
- ・町長からの農地利用に関する諮問に対する答申、転用違反等の是正指導。
- ・遊休農地の発生防止及び解消に向けての調整。
- ・毎月の農業委員会及び各種会議等への参加。

募集人数7人

- ・団体等からの推薦及び応募者のなかから、認定農業者4人以上、利害関係のない者1名以上、女性や青年を配慮し選出します。
- 任期：平成29年7月20日から3年間

農地利用最適化推進委員に関する事項

対象者は、農業委員とともに地域で、農地等の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業に熱意と識見を有する方を募集します。

- ・町内に住所を有する者を基本とします。
- ・町の付属機関等の委員（教育委員など）でない者
- ・町の職員でない者。

主たる業務内容

- ・担い手への農地利用の集積の調整
- ・耕作放棄地の発生防止、解消に向けての調整。
- ・農地法の規定による許可申請及び届出に係る現地調査。
- ・必要に応じて農業委員会会議等への参加。

募集人数7人

- 推進委員の募集の地区別定数は次のとおり
- ①大沢地区1人②矢坂地区1人③粕毛地区1人④米田地区1人⑤藤琴地区2人⑥中通地区1人
- ・団体等からの推薦及び応募者のなかから選出します。
- 任期：委嘱の日から平成32年7月19日まで

藤里町農業委員会広報

農委だより藤里

発行／編集 藤里町農業委員会
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
TEL 79-2114 FAX 71-4060

臨時号 平成29年1月12日

平成29年7月から

藤里町農業委員会が変わります！

農地等の利用の最適化の推進

- 農業経営の規模拡大、農地等の集団化
担い手の農地利用の集積の促進
- 耕作放棄地の発生防止・解消
農地等として利用すべき土地の利用の確保
- 農業への新規参入の促進
新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進

農地利用最適化推進委員を設置

- 農業委員とともに地域で活動します。

主な業務

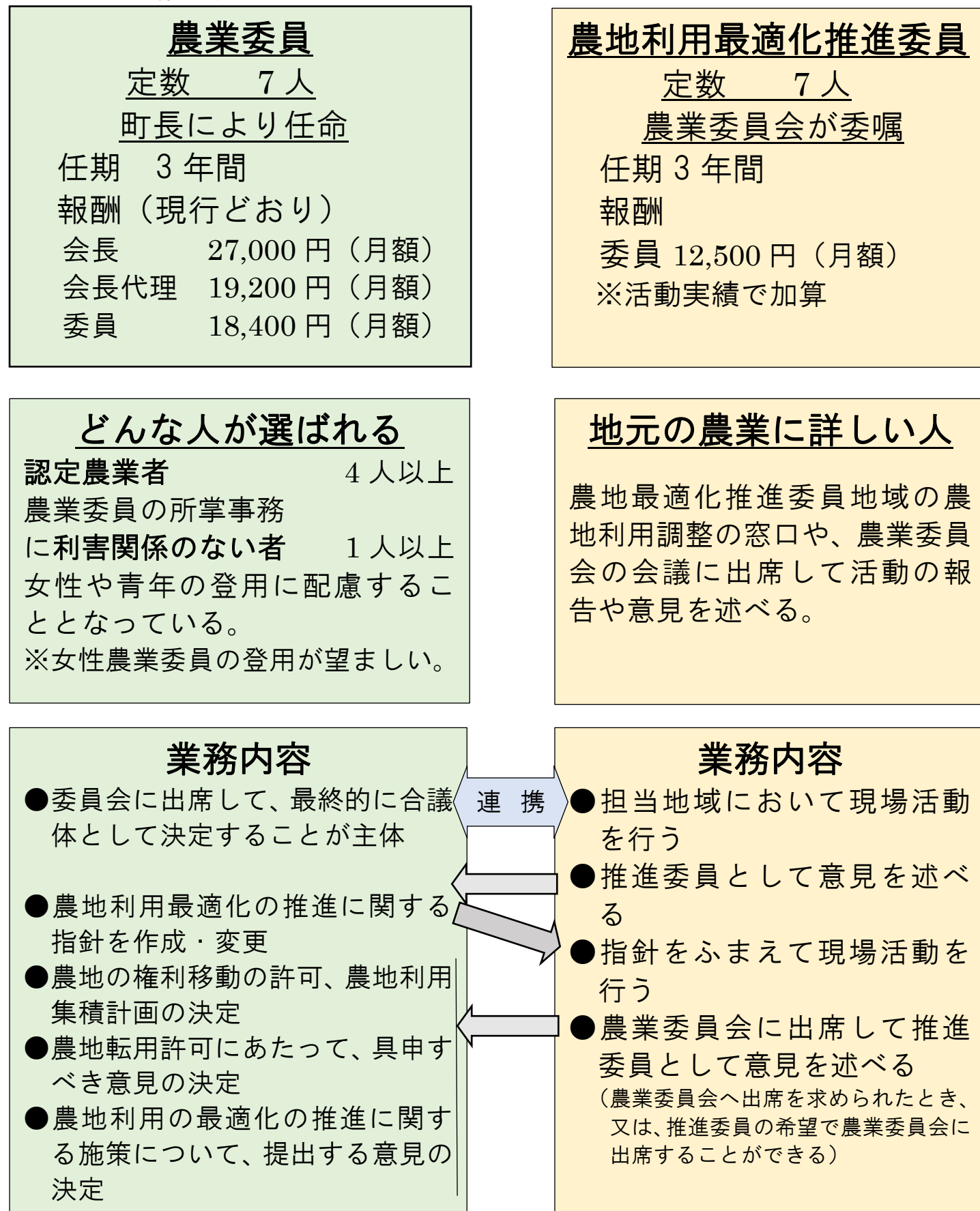
- ・農地利用に関し、担当地域における出し手と借り手の調整
- ・耕作放棄地の発生防止及び解消に向けての調整
- ・農地法の規定による許可申請及び届出に係る現地調査
- ・必要に応じた農業委員会及び各種会議等への参加

公選制から地域推薦、公募に

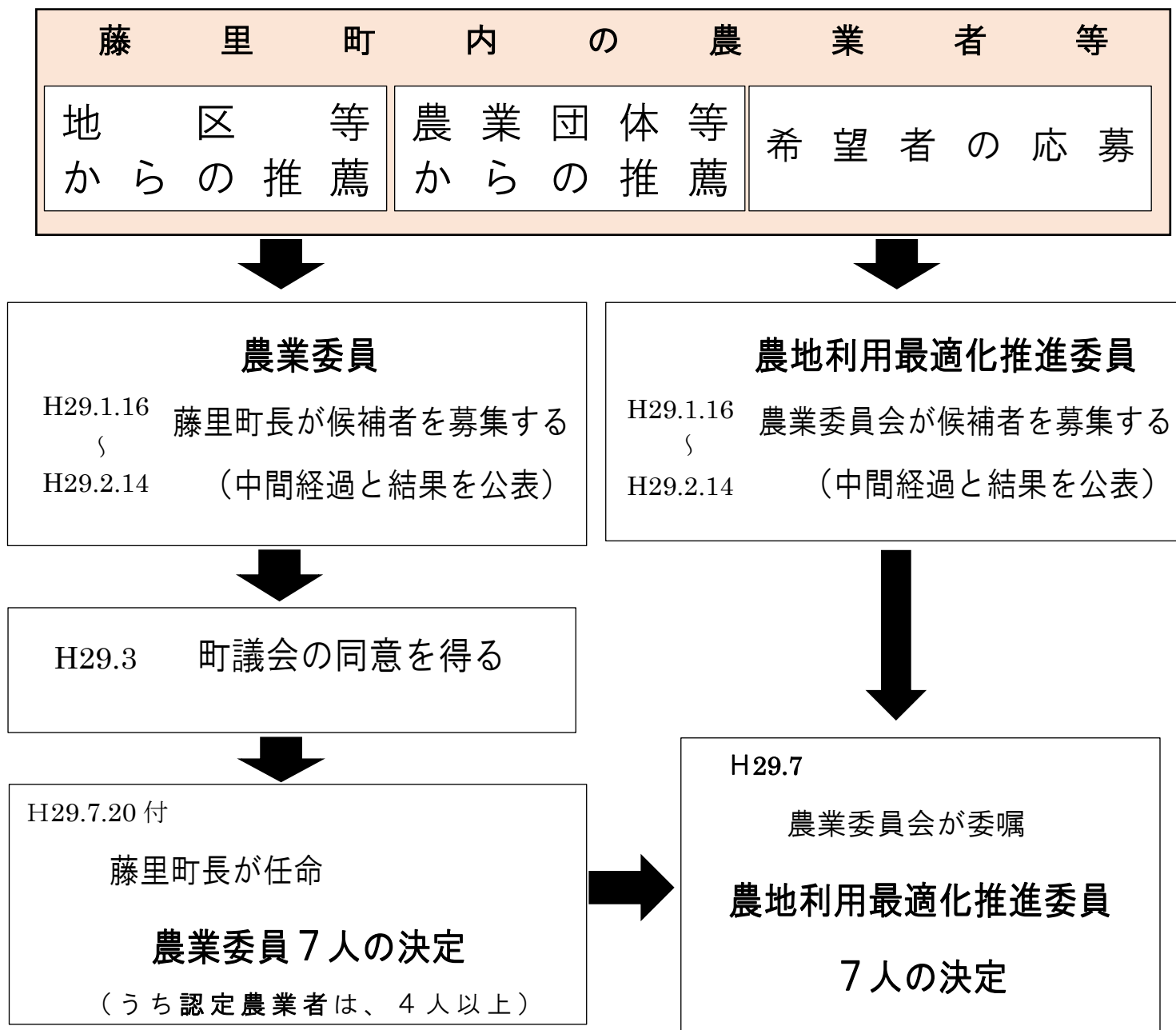
- 農業委員の選出方法は、選挙による方法ではなくなり、町長が議会の同意を得て任命する方法になります。あらかじめ地域の農業者や団体からの推薦と応募を求めます。
※女性農業委員を積極的に募集します。
- 農地利用最適化推進委員の選出方法は、あらかじめ地域の農業者や団体からの推薦と応募を求め、農業委員会が委嘱します。
※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務は、出来ません。

藤里町農業委員会は、どうなるの？

平成29年7月20日から農業委員会は、農業委員と新たに設置される農地利用最適化推進委員によって構成されます。



- それぞれの委員の定数が、藤里町の12月定例議会で決まりました。
農業委員は、定数が14人から定数7人へ改正
農地利用最適化推進委員は、新しく設置し、定数7人
- 選出方法のイメージ図



3. 農地利用最適化推進委員の活動内容

担当地区において

- ・担い手への農地集積
 - ・遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロール
 - ・新規参入の促進
- 農業委員と密接に連携し、地域の優良農地の確保と利用調整のための現場活動が期待されています。